

令和3年第1回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年1月27日（水）午前10時00から10時36分

2. 場 所 大豊町役場 第1会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（1人）

7番 小笠原 章仁

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 非農地証明願について
- 第3 議案第2号 非農地証明願について
- 第4 議案第3号 非農地証明願について
- 第5 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 第6 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 第7 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 兵頭 このか

会議日程第4 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については

農地利用最適化推進委員 吉松 英喜

笹岡 壽男

高橋 公仁 の3名も出席

7. 会 議

〔議長〕

定刻となりましたので、ただいまより令和3年第1回大豊町農業委員会総会を開催

いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは7番小笠原章仁委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、8番三谷晴喜委員、9番上池如夫委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第1号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第1号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]、外1筆で、台帳地目は畑、現況地目は公衆用道路です。申請者は記載のとおりです。12月23日に担当委員の宮川委員と事務局にて、航空写真での現況確認を行いました。こちらについては、昭和63年に道路用地として購入され、現在は公衆用道路として管理されており、農地への復旧は難しい状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第1号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重君。

〔宮川委員〕

はい、3番の宮川です。先ほど事務局からも説明がありましたが、申請地はすでに公衆用道路として利用されており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第1号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第3、議案第2号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、7ページをご覧ください。議案第2号についても、非農地証明願の申請とな

っております。申請地は、大豊町[REDACTED]、外2筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。1月7日に担当委員の宇藤委員と事務局都築、兵頭で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、平成10年頃より耕作を行っていなかったことから、現在は雑木等により山林化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくお願ひします。

〔議長〕

それでは、議案第2号について、担当委員の説明を求めます。10番宇藤誠朗君。

〔宇藤委員〕

はい、10番の宇藤です。先ほど事務局からも説明がありましたが、申請地は雑木で生い茂っており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第2号について、発言のある方は挙手願ひします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第2号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、議案第3号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、15ページをご覧ください。議案第3号についても、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]、外9筆で、台帳地目は田、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。1月15日に担当委員の三谷委員と事務局都築、兵頭で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、申請者が町外に住んでおり耕作困難であることから、現況通りの地目に変更し、維持管理を目的とした贈与を行う予定であり、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくお願ひします。

〔議長〕

それでは、議案第3号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局からも説明がありましたが、申請地はすでに荒廃しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第3号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第3号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

会議を休憩といたします。

(農地利用最適化推進委員の吉松英喜委員、笹岡壽男委員、高橋公仁委員着席)

〔議長〕

会議を再開します。

続きまして、日程第5、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、議題といたします。ここからは、農地利用最適化推進委員の皆様もご一緒に、審議をお願いいたします。それでは、事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は34ページからになります。こちらについては、農業委員会に関する法律第7条第1項により、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するために定めなければならないものとなっております。昨年見直しを行っております。

皆様の任期の時期にあわせて検証・見直しを行うため、今年は数値の変更はございませんが、軽微な修正をいたしましたので、同法同条第2項の規定により、農地利用最適化推進委員さんの意見も頂戴したいと思います。

本日決定をいただければ、同法同条第3項の規定によりこちらを公表することとなります。

それでは、お手元の資料をご確認ください。

各項目の数値につきましては、変更しておりませんので、各自ご確認ください。

変更箇所は赤字にて記入しておりますが、昨年までは指針の目標時期を令和5年3月としておりましたが、令和5年度を目標とすることに合わせ、令和6年3月に修正いたしました。

見直し案は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、発言のある方は挙手願います。

（協議）

それでは採決をいたします。変更されました農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員ですので、変更されたとおり決定することといたします。

次に日程第6 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明願います。

〔事務局書記〕

はい、37 ページをご覧ください。こちらは令和元年度に決議されました「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」です。この本申し合わせ決議の趣旨に則り、すべての農業委員会において農業委員会の法令遵守についての決議の実施を行うよう、高知県農業会議から市町村農業委員会会長あてに依頼がありました。綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年に1回、この決議を行うこととなっております。

次に、38 ページをご覧ください。こちらが大豊町農業委員会の申し合わせ決議の案となります。皆様にはこの決議内容にご賛同いただき、これに沿って農業委員会活動を行っていただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、発言のある方は挙手願います。

（発言なし）

発言がないようですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、拍手を持って承認決議をお願いします。

（一同拍手）

ありがとうございます。皆さんの拍手をもって決議されましたので、よろしく願います。

次に日程第7 その他の件について事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、次回2月総会の日程についてですが、2月24日水曜日午前10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしくお願いいたします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和3年第1回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 8番

署名委員 9番
